

## 第746回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和5年4月10日（月）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
天日 隆彦	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
下山 典子	委員
うすい 浩一	委員
田の上 いくこ	委員
土屋 みわ	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
稲澤 裕子	委員
大宮 由紀枝	委員
小野 義夫	委員
古畑 雄二	委員
馬神 祥子	委員
木村 総司	委員
小野島 直美	委員

【事務局】

若年支援担当部長	村上 章
若年支援課長	山本 理

午後 3 時 31 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者は 2 人、傍聴人は 17 人となっています。

それでは、まず、報道を案内いたします。

<報道入室>

それでは、傍聴人を案内いたします。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

初めに委員の交代についてでございます。

まず、第 1 号、業界に関係を有する方でございます。出版倫理協議会、山前委員に代わりまして出版倫理協議会議長渡瀬委員でございます。

○渡瀬委員 渡瀬でございます。山前委員に代わり出倫協の立場で今後、同席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、第 4 号、関係行政機関の職員の小澤委員の後任として、豊島区子ども家庭部子ども若者課長、小野委員でございます。

○小野委員 小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、第 5 号、東京都の職員でございます。小室委員の後任として、生活文化スポーツ局都民安全推進部長、馬神委員でございます。

○馬神委員 馬神でございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 同じく、第 5 号東京都の職員の新倉委員の後任として、福祉保健局児童相談センター次長、木村委員でございます。

○木村委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 同じく、第 5 号東京都の職員の松崎委員の後任として、教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事、小野島委員でございます。

○小野島委員 小野島です。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。

現在、出席いただいております委員の方は 19 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

はい、それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい、それでは、ただ今から第 746 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。  
お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 3 月 13 日から 4 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。3 月 16 日にプレス発表を行い、3 月 20 日に学校関係者へ周知、3 月 22 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者などを対象にファミリールール講座を合計 3 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、4 月 5 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今回もございません。

続きまして、4 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の 3 月分の活動状況でございます。

委嘱しております協力員は 697 名、活動者数は 137 名、調査店舗数は 802 店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の 3 種類です。この 3 種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全指定図書類について、問題のある店舗はございませんでした。

また、表示図書類につきましては、区分陳列されていない店舗が 2 店舗ございました。類似

図書類については、問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。1番目の表、書店等への立入調査及び、2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、6台調査を行い、問題のあるものはございませんでした。

事業の施行経過については、以上でございます。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたら委員の方々お願いいたします。

それでは、ご質問ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

< 報道・傍聴人退室 >

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1180号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

す。こちらに記載されました図書類は、令和4年11月30日から令和5年3月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計376誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。作品名は、「BAMBOO COMICS Qpa collection『淫魔くんデリバリー』」、令和5年3月30日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は2回でございます。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月5日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、13名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が5名です。その主な内容は、「性器の修整は一応されているものの、消しが甘く、形状が認識できるものが多い。また、大腿部を開き、ローアングルで描くなど局部を強調した絵も少なくなく、卑わい感がある。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の方は6名で、その主な内容は、「性器描写の修整は配慮されており、卑わい感もあまり感じない。人格を否定する性的行為を容易に連想させる描写もない。指定非該当」などがございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。特によろしければ、では、各自、調査に入ってください。

#### <図書審査>

○会長 それでは、皆さま、図書をご覧いただけましたでしょうか。では、各委員からご意見をお伺いしてまいります。では、C委員、お願いいたします。

○C委員 はい、自主規制団体の方のご意見が、指定非該当が上回っておりますけれども、まず、性器の消しの甘さ、それと、過剰な性行為の場面の描写は少ないとは言えません。

性に対しての知識がまだ完全ではない、理解できていない低学年の子どもたちも安易に手にすることができるということからすると、時代の流れや社会規範の変化を認めた上でも、青少

年の健全育成には是か非かと問われれば、私は非だと思えます。指定でお願いいたします。  
以上です。

○会長 分かりました。ありがとうございます。それでは、A委員、お願いいたします。

○A委員 はい、人格否定的な表現はないかとは思いますが、性表現での男性器の修整が大変甘く、修整はしてあるものの形状がはっきり分かってしまいます。それから、性描写での擬音・体液の描写が激しく回数も多く感じます。指定該当でお願いいたします。

○会長 大宮委員、よろしくお願いいたします。

○大宮委員 はい、人格否定などは感じられず、恋愛ものではあるものの、全編性行為が多いということと、それから、自主規制団体の意見にもありますけれども、対価を得る出張ホストですね、これを肯定しているように読める点なども考慮して指定該当と考えます。以上です。

○会長 I委員、お願いいたします。

○I委員 はい、自主規制団体からの聴き取り結果を見ると、指定非該当の方が若干多くて、どんなものかと思って拝見をしたんですけれども、性器の消しが甘い、そして、性交渉の描写も多く、ストーリー性はあるんですけれども、これが青少年のすぐ手に取れるところにあるというのは難しいかなと思えますので、区分陳列をするべきであると思えます。

○会長 では、古畑委員、お願いします。

○古畑委員 はい、性器の修整が非常に甘いと思えます。指定でお願いをいたします。

以上です。

○会長 H委員、お願いいたします。

○H委員 はい、性行為の部分が非常に多いこと、性器の修整が甘いこと、そして、出張ホストという観点から指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、E委員お願いします。

○E委員 局部を強調した絵が多いと思えますし、輪郭が分かってしまう描写も多い。

成人区分とすべき表現と考えますので、指定該当でお願いします。

○会長 J委員、お願いいたします。

○J委員 はい、暴力的や犯罪的な描写はなく、ラブストーリーになっているとは思いますが、性行為のページが大変多く、擬音描写も多く、刺激が強いと思えますので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 小野委員、お願いします。

○小野委員 はい、性器の修整はあるものの、消しが甘いということでございます。それから、全体的に性交渉が多いということもございますので、こちらは指定該当でお願いしたいと思えます。

○会長 はい。F委員、お願いします。

○F委員 まず冒頭で、BL＝ボーイズラブというジャンルについて一言申し上げたい。クールジャパンの代表と言われるコミック、その中でも一つの確固たる人気ジャンルとなっている BL に対する評価というのは、出版界のみならず社会全体に広く受け入れられているということをご認識していただきたいのです。

その上で、当該の作品ですけれども、自主規制団体との打合せ会でも指定該当が 5 名で指定非該当が 6 名ですね。該当か非該当か、自主規制団体の皆さんも迷っておられたと思います。私もそうです。

ただ、この作品を読んでみて、皆さんのおっしゃることにも一理あるとは思えます。つまり、性行為および性器の描写がやはり気になりました。これが全編大部分該当かどうかについては議論の余地があり、それなりに配慮している部分も多々あるとは思えます。したがって全編と言うべきかどうか微妙ですが、やはり気になる箇所は少なからずあります。

人格否定的なことはほぼないと思えますし、そういう意味では、配慮がなされているとはいうものの、その性描写、性器の表現という点で気になるところがあります。非常に微妙なところではあると思えますが、指定該当やむなしという見解にいたしたいと思えます。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 私は、皆さんがおっしゃっているとおり、性器の修整が甘かったり、性交シーンが多いというところは感じました。一方で、人格否定など、そういったものはないので、該当指定基準とされている第 15 条第 1 項のイとロに関しては、必ずしも当てはまるというふうには思わないので、私は保留でお願いいたします。

○会長 では、小野島委員、お願いします。

○小野島委員 はい、全体として人格を否定するような描写はないと思うんですけれども、性器の修整が甘く、性交のシーン、場面が非常に多いと感じますので指定該当でお願いいたします。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 はい、ストーリーに人格否定的な部分はありませんが、全体的に性交シーンは多いで



すし、卑わい感も感じられますし、また、性器の消しも甘いと思います。指定該当やむなしと  
考えます。以上です。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 冒頭、すいません、マスク取っちゃってるけど、いいですかね。大丈夫ですか。あり  
がとうございます。

私はですね、引っかかる点は何点かありまして、該当箇所、全編大部分ということですが、  
こちらは作品を見ると、これまで見てきたものと比べても、全編とまで言えるかというのは非  
常に疑問が付くなと思っております。

一方で、確かに性交シーンはあって、その性交シーンが過激というか、指摘のあるとおり、  
消しが薄いんじゃないかと思うようなところはありますが、自主規制団体のうち、指定5名、  
保留2名、非該当6名ということで、これも非常に議論が割れているというところもあります。

加えてですね、やはりこの青少年健全育成審議会の不健全図書指定というのは、条例の目  
的としては、青少年が手に取れないようにということではありますが、これ、都議会でも何度か  
取り扱ってきておりますけども、A社などオンラインの販売店ですと、成人向けの本は売って  
るにもかかわらず、指定されてしまうと販売がされなくなってしまうということがありまして、  
やはりちょっと過度ではないかというふうに私は思っております、こちらは、指定非該当で  
お願いしたいと思います。

○会長 では、木村委員、お願いします。

○木村委員 指定該当でお願いしたいと思います。人格否定などはストーリーの中ではないんで  
すけども、最初から露骨な性描写が続いて、著しく性的感情を刺激するものだと思います。  
以上でございます。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい、性器の修整が甘い点、また、性交シーンが多く、全体にわたっていると思  
いましたので、指定該当でお願いいたします。

○会長 K委員、お願いいたします。

○K委員 私は指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 会長代理お願いいたします。

○会長代理 はい、確かに、自主規制団体では、指定該当以外の意見も出ていますように、従来  
の作品に比べますと人格否定もありませんし、それから、卑わいな場面も少ないとは思って

すけれども、しかし、部分的には、この卑わいな感じを与えるもの、これは性器の描写もぼかしてるとはいえ、卑わい感を与える描写であると思いますし、性行為にしてもそうです。指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。最後に私ですけれども全編性行為、ぼかしが甘いというところで指定該当と考えております。

それで、本日の結果でございますけれども、委員の方のご意見の中で指定非該当、それから保留というご意見がございました。また、全編大部分かというご意見もいただきました。

しかし、全体的にはおおむね指定該当ということでございましたので、今回そのように答申してもよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、それでは、1誌指定ということで答申をさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、資料 11 ページをご覧くださいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料 12 ページをご覧くださいと存じます。諮問第 1179 号でございます。作品名は『ぼくたちの哲学教室』、制作者は記載のとおりでございます。令和 5 年 5 月 27 日土曜日から渋谷区のユーロスペースにて公開を予定しております。

14 ページをご覧くださいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。対象区分、小学生高学年、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第 1 号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第 2 号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」、第 5 号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」であることという申請内容でございます。

15 ページをご覧くださいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございましており、該当項目は第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、対象区分は、青少年、主として小学生高学年以上を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年以上を対象に推奨を行うこと

といたしました。説明は以上になります。

○会長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。

では、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分等についても併せての評価をそれぞれお願いいたします。

それではC委員、よろしくお願いします。

○C委員 はい、哲学的な思考と対話による問題解決という難しい感じがする映画でしたが、どんな意見にも価値があるという教えに特化した良い映画とっております。一人一人に関わる時間がなかなか取れないという教育現場の声はよく耳にしますけれども、先生方にさりげなく対話する、さりげなく対話を持ちかける余裕を持っていただくことで、子どもたちは対話の大切さということを学ぶことができると思っております。優良映画でお願いいたします。対象区分と推奨にふさわしい理由は、事務局案で賛成でございます。よろしくお願いします。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 北アイルランドの紛争の問題を知らないとちょっと分かりにくいかもしれないなというところがありますが、先生方の生徒に対する愛情が大変よく表れており、校長先生の素晴らしい人間性を感じることができました。また、副校長の生徒に対するきめ細かな対応、こういう方が学校にいていただけるとすごい安心だなというふうに感じました。ご本人はすごい忙しく大変だと思いますけれども、日本の学校だと週に1回しかカウンセラーの方が来てくれないというようなことがあり、ここまでできる方がいるということが大変うらやましく思いました。

タイトルで哲学教室と言われるとちょっと堅苦しく思えますが、哲学ではなく、もっと子どもたちが感じる色々なことを表した映画なのかなと思いました。

推奨については、賛成です。推奨基準については、1、2、3、5号ということでよろしいと思います。対象年齢は、小学生だとちょっと難しいかもしれないなという気もしたので、中学生、高校生対象ということでよろしいかと思いました。以上でございます。

○会長 では、大宮委員、お願いします。

○大宮委員 はい、推奨に賛成です。対象区分、該当項目とも事務局案に賛成です。

厳しい環境や情勢の中で素晴らしい教育を実践していきまして、子どもはもちろんですが、多くの親や教育者にもぜひ見てほしいと思った作品です。薬物や、宗教による争いといった日本の子どもにあまり馴染みのない異なる文化や歴史、そういうことから学びが多い作品だと思います。

います。以上です。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 宗教戦争など歴史的背景も描かれ、また、新型コロナウイルスによるロックダウンなども含めて描かれており、2年間かけて作られたということなのですが、非常によくできている映画かなと思いました。映画では、クエスチョニング、常に問うことが大切なんだよというふうに語っていらっしゃって、どんな意見にも理由があるんだということで、その考え方を教えてくれる映画であったと思います。大人が見ても感心するものでありました。優良映画として推奨することには賛成であります。推奨基準、該当項目につきましても、この1、2、3、5で結構でございます。また、対象区分も小学生高学年からでいいと思います。

○会長 では、古畑委員、お願いします。

○古畑委員 はい、北アイルランドの学校を舞台とした生徒間のトラブルなんですけども、日本でも同様のトラブルがあるっていうのは承知しております。映画の中で、素晴らしいなと思ったのは、校長先生が学校のスタッフと連携をして、子どもたち目線で対応しているということ。その子どもたちに自ら考えさせる、疑問を感じさせる、そして、自らの考えを言葉にさせているということは、本当に素晴らしいなと思いました。そういった場面っていうのは、青少年に良い影響を与えると期待ができると思いましたので、事務局案のとおり推奨でお願いをいたします。年齢区分も同様、事務局案でお願いいたします。

ただし、以前この推奨映画の審議の場で、字幕の話があったかと思うんですけど、私も実際に見させていただいて、字幕を追い切れないことがありました。その点がちょっと残念であり、できれば吹き替えがあればいいなと思ったところです。以上です。

○会長 H 委員、お願いします。

○H 委員 私も推奨で、区分、それから対象とも、事務局案でお願いいたします。

IRAの紛争は宗教を巡るものですが、特に舞台となっているのが、子どもたち同士のけんかや、いじめにつながりかねないような状況が多くの対象となっていました。これはもう万国共通で、日本の子どもたちも同じ状況に直面している、その時に、この映画は、自分の内面に向き合うことを先生が促していくというのが非常に素晴らしいなというふうに思いました。

そして、その一人一人の内面との向き合いを先生方が肯定をしていく、一人一人が考えたことを肯定していく、そういうプロセス、ぜひ日本にもこういう先生が教えていただけるといい

なというふうに思いました。その内面に向き合うこと、これは、小学生高学年の子どもたちからも十分対応できると思いますので、世界の地理も勉強し始めるし、歴史も勉強し始めるので、こちらの事務局案にもありますけれども、そういう勉強のきっかけにもなるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 この映画を見させていただきまして、ケビン校長先生ですね、学校において問題等が起きた時に子どもたち一人一人と対話を通じて、納得いくまで根気よく語り合う、それが決して押し付けではなくて、そうしたシーンがとても印象的でした。

特に、けんかをするという行動というのが、かっとした時にやる行動として、例えばお子さんたちの意見として、胸に手を当てて深呼吸をすとか、好きな歌を聞くとか、下を向いて枕に顔を付けて大声で叫ぶとか、一呼吸置くことの大切さや、また、子どもから意見、考えを聞きながら対話を通して解決の方向に導いていく、そういった一方通行でないやりとりは大変に感銘を受けました。戦争や暴力などの問題に哲学を学んで、対話の力で解決をしていく、考え方の違いを乗り越えていける、そんな示唆を与えてくれるようなドキュメンタリー映画だと感じました。

特に、最後のシーンで、校長先生がお子さんたちに向かって、君たちには、なぜと考える力があるんだと、自分に何ができるかを考えていくんだと、お子さんたちの将来の、いわゆる使命といいますか、お子さんたちの可能性といいますか、そうしたものを訴えてるようなことなのかなというふうにも感じました。

壁画が最後が変わっていきまして、顎に手を当てて考えるシーンの壁画が変わっておいりましたので、とてもそういう意味では感動したラストシーンでした。

従って、推奨映画として賛成いたしますし、対象区分と、それから該当項目については、申請者と事務局案に賛成でございます。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 この映画の中で、周囲から孤立してしまって、学校で泣き出してしまった生徒へ教師がかけた「自分にとっては小さなことと思っけていても、言葉にして伝えてほしい」というような言葉がとても心に残りました。その生徒が一言ずつ打ち明ける言葉に対して、教師が真っすぐ向き合っけて、その子自身に自分が今どんな気持ちなのか、どんな状況なのかを自分の言葉で発言させていて、論理的に分析させていて、この子が今後どうなっけていくのか、自分が納得で

きるような未来を歩み続けられるのだろうかと関心を持ちながら見ておりました。この映画を見た子どもたちにも自身に置き換えて考えられそうなシーンが幾つかあって、思考力、判断力を育てられる映画だと思います。

あと、生活に争いや対立の雰囲気が残っているのが映画からも分かって、そういった社会が現在でも存在することを学べる映画だと思います。そういった雰囲気の中で一生懸命見守り、対話してくれている教師や一緒に過ごす仲間がいてくれることは、この子どもたちにとって大変な財産になるだろうと感じました。

推奨基準について、第1号、第2号、第3号、第5号、年齢区分は小学生高学年以上でお願いいたします。以上です。

○会長 小野委員、お願いします。

○小野委員 はい、まず、日頃の子どもたちのトラブル、問題の解決の方法を提供しているという事で良かったなと思います。

また、それと対比して、国際問題、こういう子ども間の問題、人間間の問題が大きな国際問題に発展するっていうようなことをうまく対比して表現しているのかなということで、すごくいい映画だなと思いました。

ただ、ちょっと、対象の区分の年齢層なんですけども、小学生高学年だとちょっと社会的な背景なんかも分からないので難しいかなっていうような感じもいたしました。事前の情報提供ですとか、あと、ちょっと字幕で追うっていうのも小学生の高学年はかなり厳しいかなっていうこともございましたので、そこら辺をちょっと配慮していただければ推奨の映画として指定できるかというふうに思っております。以上です。

○会長 では、F委員、お願いします。

○F委員 推奨、それから、区分等についても事務局の原案どおりで結構だと思います。最初、見る前は、北アイルランドのIRA、宗教対立など、果たして小学生高学年で分かるのかなと思ったんですけども、おそらく当該の小学生の高学年の子どもたちも自分のことに引き付けて見てくれるんじゃないかなという気がして、非常に親近感と共感を持って見ました。

資料によると、ケビン校長、あと数日後に日本に来るそうですから、もし僕が現役の編集者だったらぜひインタビューしたいなと、そして、記事にしたいなと思うぐらいで、そういう非常に強い共感を持って見させていただきました。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 紛争による分断の傷が生々しく残る北アイルランドで哲学対話という授業を取り込んで、子どもたちにあらゆる対立を乗り越えて生きていく力を付けさせる、まさに人生は正解のない問いの連続であり、考えて、考えて前へ進むという、子どもたちだけではなくて、私自身にも、そして、大人にも問いかけるものが多い映画ではないかとも思いました。子どもたちには、内面と向き合っただけで考えること、そして、対話をすることで自分たちの未来をつくることのできるという希望を感じさせるドキュメンタリー映画なのではないかと思うので推奨でお願いいたします。

対象区分に関しましても、F委員がおっしゃっていたように、私自身もちょっと小学生の高学年には難しいのではないかというふうには思ったのですが、ドキュメンタリーに出てくる子たちも小学生高学年ということで、共感をしながら見てもらえるのかなというふうに思うので、対象区分、そして、該当項目については事務局案どおりでいいと思います。

○会長 では、小野島委員、お願いします。

○小野島委員 はい、今のこの多様性の社会の中で、文化の違いとか、考え方や価値観の違い、その一人一人の違いを自然に受け入れ、話し、支えながら互いに認め合うためにも幼少期から自分で考えて言葉にして対話するっていう、そういうプロセスがとても表れていて、非常に大人でもこの映画の大切さっていうのが感じられる内容になっていたかと思います。

今、本当に子どもたちに身に付けさせなければならないと言われている思考力、判断力、表現力の重要性なんかも感じられる映画だったと思いますので、推奨基準については事務局案どおりでお願いいたします。

○会長 はい、G委員、お願いします。

○G委員 はい、私も推奨に賛成でお願いします。北アイル紛争という日本人には、私もそうですが、あまり、北アイルランドっていうのはなじみのない地域ですので、そこでさらには小学校で哲学がと言われても、正直、最初はピンと来なかったんですが、映画を見まして、この校長先生ですね、異なる立場の意見に耳を傾けて思考を整理して答えにしていくという考えには共感できるものがありました。多くの青少年に見ていただきたいと思う映画だと思いましたが、むしろ教育関係者に、より見てもらいたい映画だと思いましたが。

対象区分は、ちょっと小学生高学年っていうのが、ちょっと悩みましたが、推奨基準も含めて事務局案どおりでよろしいかと思います。以上です。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 推奨でお願いいたします。先ほど来、ありますとおりですが、あと、申請者から書いてある日本と異なる歴史、文化背景を持った遠い外国での、しかもですね、教育もかなり日本の状況と違う、対話が多いであったり、考えて考えて答えるといったことを促すといったようなことを子どもたちが見て、ああ、こういった教育もあるんだというのを実感してもらおうという意味でも、非常に意味があるんじゃないかと考えております。

該当項目に関しましては、事務局案どおり、申請者どおりで、対象区分、ちょっと小学生には難しいんじゃないかと思いつつ、低学年を入れてもいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○会長 では、木村委員、お願いします。

○木村委員 推奨に賛成です。対象区分についても事務局案で良いと思います。

ただし、字幕で追うのは小学生はかなり難しく、最後まで集中できるかなと思います。吹き替えがあればいいなと思いました。

この映画がどんな環境でも物事について自分の頭でしっかり考えて答えを出すことの大切さを、子どもたち、保護者にも伝えるきっかけになればよいと思いました。以上です。

○会長 はい。馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい、推奨に賛成いたします。内容的には、一部、小学生にはちょっと分かりにくいかと思う部分もありましたけれども、登場する子どもたちの率直な言動、また、社会問題を自分事として真摯（しんし）に向き合う姿勢というのは、見ている同年代の子どもたちにも十分伝わる映画だと思いますので、推奨理由、対象区分、該当項目ともに事務局案で賛成いたします。以上です。

○会長 はい、では、K委員、お願いします。

○K委員 はい、推奨に賛成です。推奨基準も、1号、2号、3号、5号でよろしいと思いますし、対象年齢も小学生高学年以上で良いと思います。

この作品は、小学生であっても一方通行で教えるだけでなく、子どもたちに考えさせる教育、ということのやり方を指し示した、いい映画と思います。

子どもたちだけでなく、大人の方、教育関係者の方にもぜひ見ていただきたい映画だと思います。以上です。

○会長 はい。では、会長代理、お願いします。

○会長代理 北アイルランド紛争という日本にはあまり馴染みのない紛争を扱った映画であり、



しかも、カトリックとプロテスタントの争いが描かれており、子どもたちにすぐに理解できるのかというところはあると思いますが、一方で、まさにそういう背景の中で、この校長先生が一生懸命努力して、考えさせる教育、疑問を持って議論をさせる教育を実践されている、これは非常に素晴らしい取組みだと思いました。

特に印象的だったのが、最後のほうで、「殴られたら殴り返せ」と父親から言われたという子どもへの校長先生の対応で、非常に素晴らしい場面だったと思います。

そういう意味で、少し難しさはあるかもしれませんが、小学生高学年以上からでも十分いいのではないかとということで推奨させていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。私もこの映画はぜひ推奨させていただきたいというふうに考えたところでございます。

委員の皆さまが推奨というご意見でございました。対象区分につきましては、小学生高学年では難しいのではないかと、字幕が読めないのではないかと、あるいは逆に、なるべく多くの青少年に見ていただきたいということで小学生低学年からでもというご意見がございましたが、基本的には皆さんお考えになっているところは、ぜひ見てもらいたいというのがベースになっていると思いますし、全体の意見としては小学生高学年以上という事務局の意見が多うございましたので、そのように答申してもよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、では、そのように答申させていただきます。

それでは、事務局から何か連絡事項等ございますか。

○若年支援課長 はい、都民の申出につきましては、3月はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。作品名は、『世界のはしっこ、ちいさな教室』、申請者は、ニューセレクト株式会社、試写会が5月8日月曜日午後1時からございます。試写会場は、中央区にあります京橋テアトル試写室でございます。

なお、本審査会は、申請者等が報道関係者向けに開催する試写会と併せて開催しているため、途中の入退場はできませんのでご注意願います。DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。本日の調査・審議事項について何か質問等ございますか。

○D委員 すいません。

○会長 はい、D委員。

○D委員 この後、多分、話があると思うんですけど、8日って審議会の日ですか、ずれてるんですって。

○C委員 その次の週にありますね。

○D委員 すみません、じゃ大丈夫です。ありがとうございます。

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴の方が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいようお願いいたします。

<報道・傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『ぼくたちの哲学教室』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和5年4月14日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和5年4月18日火曜日、プレス発表は告示日前日の令和5年4月13日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和5年5月15日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後4時44分閉会